

Title	諏訪時代の上總介忠輝(中)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助(Abe, Shusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.3 (1922. 5) ,p.41(391)- 50(400)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 諏訪時代の上總介忠輝（中）

## 二

慶長十五年閏二月三日信州川中島より越後頸城郡高田の城に移つて六十萬石を領した當時の忠輝に關する記事としては藩翰譜に「今は諫め止め參らせん者もあらず、御心のまゝに酒宴遊興にのみ明かし暮らし給ふほどに、兩御所に參り給ふ事もなかりしかば大御所の御氣色よろしからず」とあり。而して政治的失望より發生せし放逸なる態度が其妻たる夫人及之れが附人よりして舅たり主人たりし政宗の耳に入りしことは度々なりしと信するのである。想ふに野心満々たりし彼と雖も當時子迄なしたる己れの婿をして其政治的願望を遂げしめんことは欲せし處なりしと共に家康こそ彼れ政宗にとつて目の上の瘤なれども然かも此老爺は既に半を棺の中に投せし人加ふるに戰雲は將さに大阪城頭にかゝらんとせし場合に於て家康逝かば秀忠の如きは物の數かはとは密かに政宗の思考せし處であると思ふ。而して斯くの如き政宗の心理的過程の下に大久保長安對政宗の關係は之れを考察する必要がある。

慶長六年三月政宗會つて秀吉より拜領せし江州蒲生郡の地を長安自から行きて、監察せしことあるが未だ兩者をして接近せしむるに至なかつたのである。その之れあるに至つたのは慶長十五年即ち政宗の

息女五郎八姫が忠輝に嫁せし後のことである。當時長安は、其勢甚だ強く身は駿府にあつて本多上野介と共に家康の帷幄に參し、獨り理財のこととを司りしのみならず、又政務に干渉せしことは慶長十四年九月丹波篠山城普請奉行内藤金左衛門改易の處分に徵して明かである。而して彼が深き關係を忠輝に有せしことは政宗の野心と忠輝に對する同情をして更に其翼を擴げしめ、遂に南蠻遣使の大事業を計畫するに至つたもので此遣使事業は實に徳川一の財政家と奥州一の弓取とが當時日本に於て風雲を起さんとせし相互の意志を表現せしもので、忠輝は兩者の犠牲に供せられた憫む可き小羊である。

慶長十六年政宗は「去秋より少々御煩」とのもとに江戸に出府せざりしがソテロは同年冬仙臺に向つて下つたのである。政宗彼と會するや間ふに教旨と海外の事情とを以てし遂に翌十七年幕府の許可を得て家臣支倉六右衛門常長等を南蠻に渡さんとせしが此船は不幸にして日本の近海を去らざる中に暗礁に觸れて破壊したのである。其後政宗は江戸に上り、盛んに人心收攬策を講じたのである。即ち舊冬よりの約束と稱して慶長十八年正月十二日の晩には細川玄蕃頭興昌、井伊掃部助直孝、青山石見守、溝口外記、辻忠兵衛、榎原左衛門、山田十太夫等を饗し同月十四日には神尾五兵衛方に古田織部正と會し二十八日には大久保長安の實子青山權之助を饗し殊に二月中旬政宗は鷹狩と稱して武州府中に赴いたのである。而して之れが滯在の日數が約半ヶ月に亘つたことは貞山公治家記錄に「二月中旬以後、侯御鷹野の御暇仰上げられ、武州府中に御出あり」と「三月丙辰大上旬府中より御歸府」とあり。而して前者には「日等不知」後者には「七日八日の間不詳」との挿入あり。政宗は此間に果して如何なることをなせしか、之れ吾人の注意すべき點である。何んとなれば府中は長安の居城たる八王子を去る數里の地點に存するを

以てゝある。吾人は此間或秘密の演せられしにあらずやとの疑問を抱くものである。而して政宗は江戸に歸府すると共に駿府行を決行せんとするに至つたのである。即ち三月十一日、酒井左衛門に與へた書には「武州府中に參應仕、一兩日以前罷歸候、懸御目鷹之御物語申度候、近日中駿河へ可參由存候」殊に此時期に於て彼の人心收攬策は益々甚しきを加へ即ち三月十三日には石川玄蕃頭康長を饗し同月十六日には古田織部正、神尾五兵衛、島田次兵衛、青山石見守を饗し十七日には岡田太郎左衛門及青山石見守方に赴き深夜歸宅し、二十三日には溝口外記を饗し二十八日には長門侍従秀就に鶴一羽を與へ、又、晦日には溝口外記、青山石見守に書物を與へ、其翌一日にはソテロに向つて左の返書を送つたのである。

内々御床敷有候處具に蒙仰、一々拜見申候、  
船之儀に付、内々御肝煎之段承届、誠に忝次第に候

一、南蠻へ遣候使者の事、此の前申付候者共に相定申候、但來月早々仙臺へ可罷下候間かひたんにも承合今一人も相添可申歟と存申候。

一、船に積候荷物の事は手前之大分は大形致用意候、かひたん手前之外、將監手前に三百箇可有之由候、其外以上より積度と申來候分四五百箇も可有即座に申候間其元可御心安候、何様此中懸御目様子可申承候被入御念切々御心付之段添存候

(恐恐謹言)

かくて期熟せしと見へて政宗は三月五日江戸を發して同じて九日駿府に達し、家康に謁じて銀千兩及

時服十領を献じたのである。此際、彼は直ちに江戸に歸らんとせしが常陸介頼宣の能を見よとの家康の切なる要求の下に十日許駿府に滯在して同月二十一日江戸に歸府したのであるが其後數日を経過するも彼は決して登城しなかつたのである。治家記録に「御城へ御出有度思召さるといへども路次中御乗物にて少し怪我あり、因て御さかやき成兼ね延引し給ふ」とあり、但、同記録の記者は之れに附記して「御道中に於て何様の怪我ありしや不知」と云つて居るのである。即ち當時の政宗は其肉體に於て何等の傷を受けざりしも然かも心に於て大なる痛を被むつたのである。而して此大なる痛は四月廿五日に大久保長安が此世を立去つた事である。斯て同月二十八日以後の政宗は更に腹中に病ありと稱して登城せず只だ大久保藤十郎、同外記、青山權之助の三人に向つて其父長安逝去の悔狀を送りしのみである。然るに五月六日に至つて一大疑獄は曝露するに至つたのである。即ち大久保家記別集に「然ルニ忠輝卿へ越後國四十萬石ヲ進ラレシニ十兵衛カ御勝手向御用等ヲ相勧ケルニ萬事重寶ノ者也トテ、御附人トナリ元ヨヲ忠隣ハ一老職ニテ、此家ヨリ出タレハ、人前モヨク、殊ニ神君ノ御取立ニ預リタレハ痒キ所ヘ手ノ届クカ如ク立身也、其頃、忠輝卿出頭ノ家老ニ花井主水、（後ニ遠江守）ト云者有、渠カ父カ唐人ニテ八官ト云、日本ニ渡リテ主水ヲ設ケルニ、容顔常人ニ越ケレバ神君御小姓ニ召出サレ、父入官モ町屋敷ヲ被下花井忠輝卿ノ御附人ト成其上忠輝卿ノ御妹聟ト成テ時メキケル主水ニ取入、渠カ取成ヲ以テ終ニ三萬五千石ノ大身ト成、石見守ヲ受領シケルニ御高恩ヲ忘却シ、石見斯立身ニ隨テ、花美驕ヲナシ、毎日ノ珍膳美味好色ニフケリ、其花麗成事ハ列國ノ諸産モ及フ事ナク金銀ヲ夥敷費ス事水ヲツカフカ如シ、如何成子細有テ、斯富ルニヤ、和漢ノ珍寶庫倉ニ充滿ス、又貯ル金銀ノ員數知ル人ナシ、然モ命ハ金銀ニ

テ繫キ止カタキ物ナレハ石見守病床ニ臥テ已ニ九死一生ニ臨ケレハ愛妾二十四人ヲ呼集メ、金一萬兩ツ  
ニ、和漢ノ織物ヲ添テ形見ニ残シ終ニ死ス、石見守カ嫡子藤十郎次男藤次郎ト云ヒケルカ、遺帖ヲモ  
残サス、未跡モ不立、此時件ノ妾共、暇ノ願ヒヲ立テ、形見ノ金子渡サレヨト催促スルニ二十萬兩餘ノ  
大金ナレトモ、員數モ知ラヌ富饒ナレバ此金子與ン事難カラズト云ヘトモ、人情ノ欲ニ迷ヒ、兄弟相續シ  
テ、金子ヲ惜ミ渡サズ、妾トモヘ申渡シケルニ、石見守死去セラレテ、上向ノ勘定等モ有ル事ナレハ、  
係ル大金ハ渡シカタケレハ、先金千兩ツ、ヲ與ント云フ、妾共千金受取ラハ相應ノ片付モ成ヘキニ彼等  
モ又欲ニ漏レ、是ニ約束ノ如ク請取ラント申慕リテ、二十余人ノ妾共、駿府ニ來テ直訴ニ及フ、故ニ神  
君、石見守カ身上不相應ノ金子所持スルヲ不審ニ思召テ、彼妾共ヘ委々御詮議有リシニ、妾共ハ藤十郎  
ヘ立腹有故ニ、平日奢ノ有様、有ノ儘ニ申上ル、結構ノ器財、和漢ノ珍寶上ニモ増リツランナト、女  
ノ利根ニ任テ訟ヘルニ依テ、神君彌御不審ニ思召テ、俄ニ檢使數人仰付ラレテ、石見守カ世帶欠所仰付  
ラル、處ニ、藏ニ貯ヘ置タル處ノ金七拾萬兩、其外銀錢ノ類ヒ、イカ程ト云フ其數モ知カタキ程ト云々、  
故ニ先封付ニ成テ、此旨ヲ訴ヘ、其外諸道具ノ類數量ナク、太刀刀千百村正カ作計モ百腰ニ餘ル、唐物ノ  
道具ハ、御藏ニモナキ品迄モ出ル、殊ニ居間ノ下ニ石櫃アリ、其内ニ黒塗ノ箱一ツ有、封ノ儘御前ヘ差上  
ル、神君御覽有テ驚カセ玉ヒ、扱ハ、石見カ私欲廣大也、勘定相糺ス上ハ別事ナシト、邪智奸辨ニ迷ハサレ  
シヤト御憤リ有テ、件ノ箱ヲ密ニ開カセケルトカヤ、石見守カ方ヨリ、唐ノ帝王ニ種々ノ物ヲ渡シタル禮  
式ノ書、異國王ヨリ日本ヘ品種ヲ送リタル注文、第一日本人切支丹宗ヲ弘メ、宗風ヲ以テ攻之、己案内者  
トメ異賊ヲ導キ、忠輝卿本邦ノ帝王トシ、己關白職トナラント奸策セル書面、此外一味連判、流石ノ神君

驚歎ノ躰ニ在シ、則此書御懷中アレハ、誰有テ其故委キヲ知ル者ナシトカヤ、然共、大阪落去以後、忠輝  
卿御勘氣ニテ御身上召上ラレ、流刑有リシハ全ク此御咎トゾ」又、吉利支丹濫觴記大久保石見守子共御仕  
置し事の條に「凡耶蘇宗門ハ、夷狄本朝ヲ亂スノ國敵ナレバ、根ヲ斷葉ヲ可枯リ是也逆、御制禁專ラニ被  
仰付ケル、折節不思議ノ事ヲ出來セリ、其頃大久保相模守忠隣ニ、樞機アル者ナツトテ、小身ヨリ御取  
立有テ、大久保石見守長安ト授領仕、祿三萬石ヲ給ハリ、諸國、御藏ヲ預リ、殊ニハ諸國ノ金山等ヲ支配  
被仰付ケリ、其時佐渡ノ金山、天下一番成ケレバ、上ニハ御秘藏ニテ一年ニ兩度宛至ニ、差圖ヲゾ仕タ  
リケル、角テ石見守、慶長十八年丑ノ四月狂亂シテ死タリケルガ藤十郎ガ下心可聞トテ、御尋有ケレバ金  
山御勘定無心許段申上ケレバ、尤ト仰下サレ、手代トモ被召寄、帳面御センギノ段ニ帳面五双倍ノ引負  
アリ、内府公聞シ食シ、大躰引負ト云フモノハ百ノ物九十一ニ至リテ、五六ノ事ナリ、莫太ノ私欲ナル  
者也、先ヅ藤十郎ヲ閉門サセ、彼カ家財金銀ヲテングンシ御預ケノ國國土藏渡、佐渡金山ニ有所ノ、自分  
ノ金銀可取來ノ旨被仰ニ依テ皆皆取リ寄セ、公覽備ヘケレバ、上意ニハ石見守カ財寶ヂンギハ予ガ寶藏  
ニモ無キ程ノ事也、誠ニ役人ハ余分ノ夥敷者哉、猶渠カ納戸ニ珍財多カルベシ、妾ニ尋ネヨト被仰付、  
妾申ケルハ常ニ秘藏ノ者ナリトヲ、寢間ノ下ニ石櫃ノニ二重入レタル梨子地蒔繪ノ箱有リト申ケル故檢  
使ヲ被遣、件ノ箱ヲ披キテ御覽有リ、南京國ヘ日本ノ寶物ヲ渡シタル目録ト日本ヲ攻メサセント申ス密  
通ノ狀有リ、其上ニ日本ノ諸大名、且ハ御旗本ノ諸士、一味連判ノ誓狀アリ、身毛モヨダツ程ノ事ナリ  
ケリ」斯くて秘密の石櫃が長安の屋敷より發見せられしこによつて、家族は彼の陰謀を知るに至りし  
結果、同日十七日、長子藤十郎は掛川に外記は横須賀に青山權之助は小田原に其他の諸子も各地に幽囚

せらるゝに至つたので政宗は忠輝の方を江戸より越後に移したのである、貞山公治家記録で「六月己未上旬、越後少將殿忠輝朝臣の北御方江戸ヨリ越後へ御移リ道中御供トシテ、大條薩摩實賴ヲ附遣サル、十九日丙午、越後少將殿へ、御飛脚御書ヲ以テ今度北御方、越後へ御移リニ就テ、路次中山川ニ於テモ種々御念入ラル、様子、大條薩摩方ヨリ來リ、外聞實義辱ク被思召ノ旨御神仰進セラル」而して長安の諸子に死を賜ひし翌日即ち七月十日に政宗は江戸を發して十七日仙臺に歸つたのであるが當時彼の煩悶が甚しかりしことは、一面、之れを慰せんが爲めに或は大橋の下に或は國分薬師堂に、或は袋原に川狩、鷹野をして一日も城中に留まりしことなりしと共に、更に他の一面に於てはひたすら幕府の尙路者に向つて甘心を求むるに汲々とたりしことは御貞山公治家記録中に散見する次の史實によつて之れを知るを得るのである。

七月二十九日御獻上にして初雁一羽、江戸に差登せらる。

晦日、獻上として初鮭一尺、江戸へ差登せらる。

八月朔日 大御所へ御獻上として菱喰一羽駿府に差登せらる。

二日、御獻上として鮭一尺駿府に差登せらる、因て本多上野介へ御書進せらる。

九日、本多佐渡守、大井大炊助、吉山圖書殿へ、各御書を以て鮭一尺を贈進せらる。

十七日、御獻上として鶴一羽江戸に差登せらる。

十八日、本多佐渡守殿へ、御書を以て冲菱喰一羽を贈進せらる。

二十三日、土井大炊助へ御書を以て鶴一羽贈進せらる。

九月五日、御獻上として〇〇〇〇、江戸に進せらる、本多佐渡守に御書並に鶴一羽進せらる。

九日、土井大炊助殿へ御書並鶴一羽進せらる。

二十三日、若黃鷹を駿河に送らる。

本多佐渡守へ御書を以て隼二隻を進せらる。

十月朔日、大神君に若黃鷹、三連鮭子籠二十五尺等を獻上す。

本多上野介殿へ鶴一羽、本多佐渡殿に隼三連。

五日、大神君に鮒十五差登せらる。

而して此期間に於て彼れが南蠻に渡す可き船は既に成就しソテロも來て居るのである。殊に向山將監は祈禱の守札を送つたのである。斯くの如き場合に於て若、此行を中止するに於ては疑問は更に疑問を生むに至るのである、斯くて政宗は非常なる英斷を以て九月十五日支倉常長の一行をして月ノ浦を出帆せしめたのである。しかも彼れに對する幕府の疑は之れと共に稍々重きを加ふるに至つたのである。即ち九月二十七日家康は秀忠と江戸に會見し其結果として信せらるゝことは翌十九年五月二十四日を以て兼て長安を進めた大久保忠隣が改易を命ぜられ、それと同時に後藤助八郎は本多佐渡守の書狀を持して仙臺に下つたのである。而して政宗が此書狀に接するや急ぎ返書を認めて佐渡に送ると共に、更に飛脚を以て秋田侍從義宣及忠輝に向つて書狀を送つたのである。但、是等の書狀と政宗の案文は治家記録によれば不傳の二字を以て抹殺せられて居るのである、殊に怪む可きことは同月十六日から二十日迄日記の全く闕起せることである。九月以後再度の書狀は江戸將軍より來り、他の國主等は罷越すに及ばずと

の仰出あつたに不拘、政宗のみは獨り越後の城普請にを命ぜられ、且つ之れが途次江戸にたちよる可き由の命に接せしを以て三月十六日彼は仙臺を發して四月八日越後府中に着したのである。而して六月幕府よりは阿部備中守、岡田太郎右衛門を以て密に政宗の行動を窺はしめたのである、されど別にさしたことなかりしを以て、幕府も稍々意をやすんせしが如きである。

かくて普譜も終りしを以て七月二十一日政宗は富岡を立ち廿八日の夕ぐれ無事仙臺に歸つたのである。而して幕府の疑心稍々晴れしと共に彼も稍々安堵の思をなせしが如きである。八月十五日、月見の際に彼が詠じた歌は彼自からの當時の心境を語つたもので興味のあるものである。

### 一年に今宵ばかりの月の空

たくひ稀なる影を見るかな

而して歸來未だ幾何ならずして、大阪陣の命は下つたのである、是に於ては彼は九月十日再び仙臺を出でて十五日下野小山に至りし際に兼て懇意の間柄である大阪方の和久半左衛門來りしも、傷持つ彼は決して之れに面會しなかつたのである、廿日、江戸出馬の際越後少將忠輝に與へた文に

急度致言上候、爰許御着日之様に奉待候得共干今無御着候、乍恐無御心元令存候、承候分者當御城主御留主被成之由、其而大阪表候御上被成度可思食事奉察候、乍去御兩所様の御爲之儀に候間早々御方候被成御座尤至極候拙者せがれ善作事此方に殘申候間、萬事被加御詞可被下候奉賴御事候、猶先より可申上候、今度拙者に御先と被仰付外聞實義御事候恐惶謹言追啓今月二十日罷立候猶奉期後音候 以上

十月二十日

松平陸奥守政宗御書判

越後少將様御中

斯くして彼は大阪に於ける先鋒を命ぜられたのである。昔、家康尙ほ三河にありし際、笠原與八郎なるもの三河を覆して己れの有になさんとし偽りて家康の麾下に屬したが、家康早くも之れを知り、却つて彼を利用して姉川の合戦に先陣を命じ、勇戦せしめて遂に味方の勝利となつたのである、本多佐渡守正信の言に、

與八郎が一心なき躰に見えしに御乗りながら、御心に乗らせられぬ所これ有る故、先手仰付けられたより、人の乗する處を乗らじとするも一物これ有る如く候へども乗する處は乗りながら乗らぬ處是れ有てよしとす

げに術數に富みし家康と正信とは又、此策によつて奥州一の弓取を乗せしこと政宗は果して理解せしや否や。

阿部秀助